

第5次基本計画のフォローアップにおけるヒアリング事項（予定）

昨年度に実施した中間年フォローアップの内容も踏まえ、第5次基本計画の「基本的な視点及び取り組むべき事項」に基づき、男女共同参画推進の観点から特に重要と考えられるものについて実施

基本的な視点及び取り組むべき事項(第5次計画P13)	ヒアリング事項（府省）
① 男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要である。それが、持続可能な開発目標（SDGs）の実現にも不可欠である。また、若年世代を主体とした取組と連携し、持続可能な活力ある我が国経済社会を次世代に引き継ぐことが重要である。	②～⑨のヒアリングにおいて対応
② 指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。そのため、国際的水準も意識しつつ、男女共同参画社会基本法第2条第2号に定められている積極的改善措置（ポジティブ・アクション）も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要がある。	◆ 政治分野における男女共同参画（内閣府・総務省） ◆ 行政分野における男女共同参画（内閣官房・内閣府・総務省） ◆ 司法分野における男女共同参画（法務省） ◆ 企業等における女性登用の加速化（内閣府・経済産業省・金融庁） ◆ 国際的な協調及び貢献（外務省）
③ 男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要となる。その際、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が男女どちらかに不利に働かないよう、メディアとも連携しながら幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む必要がある。	◆ 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革（内閣府・文部科学省）
④ 人生100年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。	◆ 非正規雇用の待遇改善、正社員転換・仕事と介護の両立支援・男性の育児休業取得促進をはじめとした仕事と育児の両立支援・長時間労働の是正、生涯を通じた健康支援（厚生労働省） ◆ 夫婦の氏をめぐる議論の状況（内閣府・法務省）
⑤ AI、IoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある	◆ 科学技術分野における男女共同参画の推進（文部科学省）
⑥ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要がある	女性に対する暴力に関する専門調査会・小西会長から報告を受けることにより対応
⑦ 多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。	◆ 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境整備（内閣府・厚生労働省）
⑧ 頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要がある。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要がある。	◆ 防災・復興における男女共同参画の推進（内閣府・総務省）
⑨ 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。	◆ 地域における男女共同参画の推進（内閣官房・農林水産省）
⑩ ①～⑨の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要となる。	②～⑨のヒアリングにおいて対応